

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市児童発達支援センターの利用に係る許可
根拠法令及び条項		新座市児童発達支援センター条例第9条
所管部課係名		こども未来部児童発達支援センター
審査基準	関係条項	新座市児童発達支援センター規則第8条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>新座市児童発達支援センターを利用することができる者については、次に掲げる事業の区分に応じ、当該区分に定める者とする。</p> <p>【児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を利用する場合】 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（児童発達支援又は保育所等訪問支援に係るものに限る。）を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）に係る障がい児（法第4条第2項に規定する障がい児をいう。以下同じ。）又は法第21条の6の規定による障がい児通所支援の措置に係る障がい児 【法第6条の2の2第6項に規定する障がい児相談支援を利用する場合】 法第24条の26第1項に規定する障がい児相談支援対象保護者 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援を利用する場合】 障がい者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障がい者等（障がい児の保護者に限る。） 【障がい者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援を利用する場合】 障がい児、障がい児の保護者又は障がい児の介護を行う者 【上記のほか、障がい児等の支援に関し市長が必要と認める事業】 市内に住所を有する児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者</p>
	参考事項	
基準	設定等年月日	令和元年10月1日設定（令和7年4月1日最終変更）

標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1 か月間
	設定等年月日	令和元年10月1日設定 (令和5年4月1日最終変更)